

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社エムアップ
代表取締役 美藤 宏一郎

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号
日本薬学会 長井記念館1階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご注意ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.m-up.com/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、個人消費などに弱さが見られるものの、企業収益が改善傾向にあり、それに伴い雇用及び所得環境も好転するなど、緩やかながらも回復基調が続いております。しかしながら、先行きについては、中国をはじめとする新興国や資源安に伴う資源国の景気下振れ、金融資本市場の変動の影響など景気を下押しするリスクが懸念され、不確実性が高まっております。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及と利用の定着によるインターネットのモバイル化と多様化が進んでおり、今後も安定的な成長と拡大が期待されております。

平成27年12月末における携帯電話端末全体の契約数は1億5,422万件(前期比1.0%増)と、増加のペースは緩やかになっております(出所:総務省)。また、平成27年1月から12月までの総出荷台数は3,577万台(前期比6.6%減)と減少しておりますが、このうちスマートフォンの出荷台数が全体の77.1%を占めるに至るなど、より一層の普及が進んでおります(出所:MM総研)。これにより、スマートフォンの所有率がノートPCの所有率を超え、モバイル機器では最多となり、インターネットの利用もスマートフォンが中心となり、利用機会や頻度はますます増加しております。

音楽関連の市場動向といたしましては、平成27年におけるオーディオレコードと音楽ビデオ合計の生産数量が223,719千枚(前期比1.0%減)、生産金額では254,449百万円(前期比0.1%増)と概ね横ばいとなっております(出所:一般社団法人日本レコード協会)。また、コンサートの市場につきましては、平成27年の市場規模が318,634百万円(前期比15.9%増)と拡大が続いており、音楽やアーティストに対する底堅い需要が見られております。

このような外部環境の中、当社は、アーティストやタレント、声優、アニメまでの幅広いジャンルにおいて、ファンクラブサイトの運営や、キャラクター、スタンプ、音楽、電子書籍といった多岐にわたるデジタルコンテンツの配信、eコマースに至るまでを複合的に展開し、サイトや事業セグメント間でのシナジー効果を発揮させることによって、収益の拡大と多様化を進めてまいりました。

事業の基盤となる有料会員につきましては、今後の流行が予想されるコンテンツのいち早い発掘と獲得を継続し、スマートフォン向けの新規サイトの開設やコンテンツ配信を行い、会員数の増加に努めてまいりました。加えて、よりスマートフォンに適したサイト展開とコンテンツの高付加価値化によって、会員単価の上昇にも取り組むとともに、スマートフォン向けアプリの配信など、今後へ向けた新たな施策も講じてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,736百万円（前期比0.6%増）となりました。しかしながら、eコマース事業において在庫商品の販売に伴い商品評価損を計上したことや、新卒採用の開始に伴う採用費用、並びにオフィス移転費用などを計上したことから、営業利益は397百万円（前期比28.4%減）、経常利益は371百万円（前期比38.7%減）にとどまりました。特別損益として、第2四半期において投資有価証券売却益を153百万円及び投資有価証券評価損を113百万円それぞれ計上しておりましたが、当社が保有する投資有価証券について洗替法による再評価を実施したところ、投資有価証券評価損は第3四半期には89百万円に減少いたしました。第4四半期においては152百万円となりました。これらにより、税金等調整前当期純利益は384百万円（前期比36.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は226百万円（前期比37.1%減）となりました。

期 別 部門別	第10期 (平成26年3月期)		第11期 (平成27年3月期)		第12期 (平成28年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
携 帯 コ ン テ ン ツ 配 信 事 業	2,740	77.4	3,158	85.1	3,220	86.2
P C コ ン テ ン ツ 配 信 事 業	200	5.7	224	6.0	192	5.2
e コ マ ー ス 事 業	596	16.9	278	7.5	309	8.3
そ の 他	-	-	50	1.4	14	0.4
合 計	3,537	100.0	3,712	100.0	3,736	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

イ. 携帯コンテンツ配信事業

携帯コンテンツ配信事業につきましては、事業の基盤となる有料会員の増加を図るべく、引き続きアーティストや声優、タレントの新規ファンクラブサイトやメール配信サイトの開設を推進してまいりました。

また、「スゴ得コンテンツ」、「スマートパス」や「App Pass」といったキャリアの提供するスマートフォン向け月額使い放題サービスにおいても、積極的に新規サイトでコンテンツの提供を行うとともに、キャリアと共同で、人気キャラクターを使用したキャンペーンを展開するなど、利用促進と収益拡大に努めてまいりました。

加えて、スマートフォン向けアプリの配信や、インターネットとリアルイベントの連動、アニメキャラクターを起用した写真集など、今後の新たな事業領域の開拓も行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における携帯コンテンツ配信事業の売上高は3,220百万円（前期比2.0%増）、セグメント利益は826百万円（前期比2.3%減）となりました。

ロ. PCコンテンツ配信事業

PCコンテンツ配信事業につきましては、運営するアーティスト及びタレント等の有料ファンクラブサイトにおいて、パッケージ商品やコンサートチケットの先行販売などを実施してまいりました。また、アーティストやタレントのオフィシャルサイトの受託制作など、他の事業セグメントも含め、将来の新たな収益の獲得と拡大に繋がることを見据えた事業展開を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるPCコンテンツ配信事業の売上高は192百万円（前期比14.0%減）、セグメント利益は16百万円（前期比28.0%増）となりました。

ハ. eコマース事業

eコマース事業につきましては、CD、DVD及びブルーレイといった音楽映像商品と、それに関連するアーティストグッズを中心に、当社による直販と、大手レコード会社との提携によるレコード会社の公式販売サイトの運営管理の両面から、事業を展開してまいりました。

しかしながら、アーティスト関連商品の取扱高が、その活動状況によって減少したことから、当連結会計年度におけるeコマース事業の売上高は309百万円（前期比10.9%増）にとどまりました。また、将来における在庫リスクを軽減すべく、販売方法を当社の買取りから委託へと切り替えたことに伴って、これまでの在庫商品の販売を実施したことで、商品評価損が発生し、セグメント損失は93百万円（前期比281.5%減）になりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資は、総額で24百万円であり、その主要なものは土地の取得15百万円であります。

③ 資金調達状況

当社では、当事業年度におきまして、新株予約権の行使により4,800株の新株式を発行し、1百万円を調達いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成25年 3 月期)	第 10 期 (平成26年 3 月期)	第 11 期 (平成27年 3 月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高(百万円)	4,278	—	3,712	3,736
経 常 利 益(百万円)	615	—	605	371
親会社株主に帰属する当期純利(百万円)益	374	—	359	226
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	57.33	—	50.87	30.36
総 資 産(百万円)	2,423	—	2,727	2,683
純 資 産(百万円)	1,494	—	1,850	1,975
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	222.10	—	245.51	262.65

(注) 当社では、第10期は連結計算書類を作成しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成25年 3 月期)	第 10 期 (平成26年 3 月期)	第 11 期 (平成27年 3 月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高(百万円)	3,855	3,537	3,669	3,731
経 常 利 益(百万円)	582	426	625	376
当 期 純 利 益(百万円)	348	266	375	221
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) (注 1、3)	53.34	39.37	53.65	29.71
総 資 産(百万円)	2,298	2,831	2,742	2,688
純 資 産(百万円)	1,468	1,557	1,866	1,983
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) (注 2、3)	218.23	221.34	247.70	263.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第9期及び第10期の1株当たり当期純利益及び純資産につきましては、平成24年8月1日付及び平成25年1月1日付で実施いたしました株式分割調整後の内容を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の継続的かつ安定的な成長とそれに伴う収益基盤の拡大のためには、変化に富むユーザーの嗜好を的確に捉えた魅力的なコンテンツや商品の提供を行うとともに、新規の顧客層を開拓していくことが必要であると認識しております。そのため当社は、以下のような課題に取り組んでまいります。

① 有力コンテンツの獲得推進と認知度の向上並びに他社との差別化

携帯コンテンツ配信事業においては、競合や市場環境はより一層厳しさを増すものと予想されます。当社が今後も優位性を保つためには、他社にはない有力コンテンツの獲得によるサイトの認知度の向上と、サイト内容の差別化、スマートフォン向けの新規コンテンツサービスや技術への迅速な対応が課題であると認識しております。

これに対して当社では、各種メディアや業界動向などから幅広く情報収集を行うとともに、これまでに培った音楽業界での経験から、今後の流行が予想されるコンテンツの目利きを行っております。また、それと同時にこれまで構築してきた業界内でのネットワークを活用し、同業他社に先駆けそれらコンテンツの獲得を行うことができるよう営業活動に努めてまいります。

また、サイト運営にあたっては、技術力の高いシステム開発会社を選定のうえ、収益をあらかじめ定められた料率で分配する方式を採用することにより、固定的な開発費用の発生を抑制すると同時に、日進月歩の携帯技術に対して機動的に対応する体制を構築しております。

② 顧客基盤の拡大

当社の継続的かつ安定的な成長のためには、顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。このため、当社では、今後の利用者の拡大が見込まれる新規コンテンツ分野については、より多くの利用者の目に触れることのできるよう、いち早く市場に参入することにより、サイト注目度と集客力を上昇させ、新規会員の獲得を推進しております。

また、キャリアが展開するスマートフォン向け月額使い放題のコンテンツサービスにも、複数のサイトやコンテンツを提供し、人気ランキングの上位を獲得するなど、収益獲得機会の間口の拡大にも努めております。加えて、様々なコンテンツカテゴリーにおいて有力サイトを運営する強みを生かし、各公式サイト間での相互リンクなどにより、新規会員獲得のための間口を拡大するとともに、既存会員の当社サイトの利用継続性の向上を図っております。

eコマース事業においては、大手レコード会社との提携によって、当社がファンクラブを運営するアーティスト以外の音楽映像商品の販売サイトを開設しております。これにより、今後はこれまで当社が有していなかった顧客導線の確保と強化にも努めてまいります。

③ スマートフォンへの対応

スマートフォンの普及が進むのに伴い、従来からキャリアを通じ提供してきた公式サイトの運営だけではなく、スマートフォン向けアプリやコンテンツの提供と、それによる収益の獲得が課題であると考えております。

これに対し当社では、よりスマートフォンに適したサイト展開やコンテンツの高付加価値化に努めております。また、しゃべってキャラなどスマートフォン向けのコンテンツサービスや、アプリ、電子書籍などの配信にも注力しております。加えて、スマートフォン向けの他社プラットフォームに対してもスタンプなどのコンテンツ提供を行っております。今後についても、スマートフォン向けの有料サイトやコンテンツ、アプリを拡大していく方針であります。

④ 優秀な人材の確保

上記の課題に対応していくためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

当社は、潜在顧客の求める魅力あるコンテンツを企画できる能力、商品ライフサイクルにわたって利用者を引き付けるサイトを運営できる能力、ニーズの高いコンテンツを発掘できる能力、外注先を含めた人的資源をマネジメントできる能力等を有する優れた人材を確保するために、新卒も含めた採用活動の強化、社内教育の充実による人材の育成に注力していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、携帯電話端末（スマートフォン並びにフィーチャーフォン）及びPC端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、携帯コンテンツ配信事業、PCコンテンツ配信事業及びeコマース事業に分類されます。

各事業における主な商品及び当社の位置付け等は次のとおりとなります。

（携帯コンテンツ配信事業）

当事業において、当社は、音楽事務所、アーティスト・俳優及びレコード会社等のコンテンツホルダーより許諾を受け、携帯サイトの企画を行い、各キャリアの公式サイト等を通じて利用者にコンテンツを提供します。

当事業は、提供するコンテンツやサービスに応じて、「音楽コンテンツ配信サイト」「エンタテインメントコンテンツ配信サイト」及び「ファンクラブサイト」の3つに大別され、スマートフォン、フィーチャーフォンそれぞれに対応しております。

（PCコンテンツ配信事業）

当事業において、当社は、コンテンツホルダーよりコンテンツ許諾を受け、アーティスト・俳優等のWebサイトの制作・更新を行い、当社独自の課金システムと提携するプロバイダーの会員向けサイトとして掲載し、利用者にコンテンツの販売を行います。

(e コマース事業)

当事業において、当社は、レコード会社及び音楽事務所等よりCD及びDVD等のパッケージ商品やアーティストのグッズを、特定のブランドショップよりアパレル商品を、それぞれ販売を受託し、それらを当社の運営するWebサイトに掲載し、商品の販売を行います。なお、商品の出荷梱包、配送、決済（代金引換支払の集金）及び在庫管理は、業務委託する運送業者等が行います。

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
携帯コンテンツ配信事業	44 (7) 名	13名減 (1名減)
PCコンテンツ配信事業	8 (-)	2名減 (-名減)
e コマース事業	3 (-)	2名減 (-名減)
共通	6 (-)	-名減 (-名減)
その他	- (-)	1名減 (1名減)
合計	61 (7)	18名減 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (7) 名	17名減 (1名減)	34.5歳	4.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,450,000株 |
| ③ 株主数 | 5,125名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
美 藤 宏 一 郎	1,917,800	25.7
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	213,900	2.9
株 式 会 社 S B I 証 券	146,900	2.0
和 田 幸 治	122,000	1.6
株 式 会 社 フ ェ ー ト レ ッ ク	120,000	1.6
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	118,000	1.6
藤 池 季 樹	116,000	1.6
桑 田 武 司	105,000	1.4
姉 帯 恒	72,000	1.0
和 気 正 真	69,400	1.0

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より、自己株式(86株)を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の詳細

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
美藤 宏一郎	代表取締役		
藤池 季樹	取締役	総務経理部長	
皇 達也	取締役（注1）		株式会社ジャパン・コンテンツ・コンサルティング代表取締役社長
武田 和豊	監査役	（常勤）	
織原 新一	監査役（注2）		株式会社インパクト代表取締役 株式会社エコグリーン社外監査役
今村 肇	監査役（注2）		

- （注）1. 取締役 皇達也は、社外取締役であります。
2. 監査役 織原新一及び今村肇は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役皇達也及び社外監査役織原新一の2名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	3名	99,200千円	
監査役	3名	11,040千円	うち社外監査役2名 2,400千円
計	6名	110,240千円	—

- （注）1. 平成23年6月23日開催の定時株主総会の決議により取締役の年間報酬限度額は150,000千円（うち社外取締役10,000千円以内）とすることが承認されております。
2. 平成18年9月22日開催の臨時株主総会の決議により監査役の年間報酬限度額は20,000千円とすることが承認されております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役皇達也氏は、株式会社ジャパン・コンテンツ・コンサルティングの代表取締役社長であります。当社と株式会社ジャパン・コンテンツ・コンサルティングの間には特別な関係はありません。

社外監査役織原新一氏は、株式会社インパクトの代表取締役であります。当社と株式会社インパクトの間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役織原新一氏は、株式会社エコグリーンの社外監査役であります。当社と株式会社エコグリーンの間には特別な関係はありません。

ハ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	皇 達 也	当事業年度開催の取締役会にはすべて出席し、これまでのコンテンツ業界で培った識見から、当社の意思決定に際しては、様々な助言を得ております。また、客観的かつ独立した視点をもって、上場会社における経営管理の経験を活かした経営監視を行っております。
社 外 監 査 役	織 原 新 一	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべて出席し、上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
社 外 監 査 役	今 村 肇	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべて出席し、主に音楽業界における豊富な経験・見地から、適宜有用な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
② 上記以外の業務に基づく報酬	—
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成21年12月16日開催の取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守および社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
 - (2) コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセスおよび業務執行において、全社を横断する調査、監督指導を行う。
 - (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程および監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
 - (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告する。
 - (5) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下、「内部監査室」という。）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員および監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
 - (6) 事業毎に必要なに応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - (7) 金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性及び効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備、構築し、業務の改善に努める。
 - (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性および網羅性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報および文書の取扱いは、法令および社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。
 - (3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定および改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織および責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - (3) リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画および業務目標を明確にし、各業務を執行する。
 - (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
 - (3) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者およびその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 当社の内部監査室が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - (2) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査役を補助するようとの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセスおよび業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員にその説明を求める。
 - (2) 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
 - (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役、会計監査人および内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
 - (3) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。
 - (4) 当社監査役会が独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。
9. 反社会的勢力を排除するための体制
- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
 - (2) 当社は、「反社会的勢力および団体の排除に関するポリシー」により、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力および団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,617,168	流動負債	688,221
現金及び預金	751,759	買掛金	420,093
売掛金	635,773	未払法人税等	26,084
商品	49,310	賞与引当金	30,848
繰延税金資産	50,016	役員賞与引当金	30,000
その他	164,667	その他	181,194
貸倒引当金	△34,358	固定負債	19,899
固定資産	1,066,309	資産除去債務	11,787
有形固定資産	241,788	その他	8,112
建物	181,559	負債合計	708,120
車両運搬具	1,652	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	5,155	株主資本	2,035,423
土地	53,420	資本金	243,716
無形固定資産	42,171	資本剰余金	269,983
のれん	36,187	利益剰余金	1,521,772
その他	5,984	自己株式	△48
投資その他の資産	782,349	その他の包括利益累計額	△82,519
投資有価証券	615,022	その他有価証券評価差額金	△82,519
長期貸付金	31,833	新株予約権	18,648
繰延税金資産	38,371	非支配株主持分	3,805
その他	128,956	純資産合計	1,975,357
貸倒引当金	△31,833	負債及び純資産合計	2,683,478
資産合計	2,683,478		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,736,311
売 上 原 価		2,380,709
売 上 総 利 益		1,355,602
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		958,574
営 業 利 益		397,027
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	698	
出 資 金 運 用 益	4,266	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,613	
受 取 賃 借 料	1,902	
そ の 他	614	11,095
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,794	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33,000	36,794
経 常 利 益		371,328
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,158	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	153,559	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	8,024	165,741
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	152,350	152,350
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		384,720
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	134,613	
法 人 税 等 調 整 額	26,139	160,753
当 期 純 利 益		223,966
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△2,194
親会社株主に帰属する当期純利益		226,161

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	243,167	269,434	1,444,512	△48	1,957,066
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	549	549			1,098
剰 余 金 の 配 当			△148,902		△148,902
親会社株主に帰属 する当期純利益			226,161		226,161
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	549	549	77,259	—	78,357
当 期 末 残 高	243,716	269,983	1,521,772	△48	2,035,423

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△129,199	△129,199	22,806	-	1,850,673
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					1,098
剰 余 金 の 配 当					△148,902
親会社株主に帰属 する当期純利益					226,161
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	46,679	46,679	△4,158	3,805	46,326
当期変動額合計	46,679	46,679	△4,158	3,805	124,683
当 期 末 残 高	△82,519	△82,519	18,648	3,805	1,975,357

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 3社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社ハンアップ
株式会社FREE
株式会社Water |

上記のうち、株式会社FREE及び株式会社Waterについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ゆるキャラは当社保有の全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。
当社が出資する投資事業組合等に対する出資持分のうち、当社に帰属する持分相当損益については、営業外損益に計上するとともに「出資金」を加減する処理を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（連結貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～47年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	4～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	2～5年
-----	------

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業結合会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度より適用(ただし、連結会計基準第39号に掲げられた定めを除く。)し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

② 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

③ 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」（当連結会計年度88,088千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 41,435千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,445,200株	4,800株	一株	7,450,000株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は4,800株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	86株	一株	一株	86株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	148,902千円	20円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月14日 取締役会	普通株式	163,898千円	利益剰余金	22円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(5) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成20年第5 回新株予約権	平成22年第6 回新株予約権	平成25年第7 回新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	800株	32,400株	29,600株
新株予約権 の残高	2個	81個	296個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ．営業債権である売掛金及び長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。このリスクについては、当社与信管理規程に基づき、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

ロ．投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、定期的に時価を把握し、リスク管理を行っております。

ハ．営業債務である買掛金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	751,759	751,759	—
(2) 売掛金	635,773	635,773	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	585,022	585,022	—
(5) 長期貸付金(※1) 貸倒引当金(※2)	34,033 △31,383		
小計	2,200	2,200	—
資産計	1,974,754	1,975,754	—
(1) 買掛金	420,093	420,093	—
(2) 未払法人税等	26,084	26,084	—
負債計	446,177	446,177	—

(※1) 長期貸付金については1年以内回収予定の長期貸付金2,200千円(連結貸借対照表計上額)が含まれております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 30,000千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	751,759	—	—	—
売掛金	635,773	—	—	—
長期貸付金	2,200	31,833	—	—
合計	1,389,732	31,833	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

262円65銭

(2) 1株当たり当期純利益

30円36銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,578,031	流動負債	685,389
現金及び預金	713,004	買掛金	420,093
売掛金	635,719	未払金	18,588
商品	49,310	未払費用	14,033
前渡金	62,344	未払法人税等	25,957
繰延税金資産	50,016	未払消費税等	1,075
短期貸付金	68,420	前受金	114,905
前払費用	21,547	預り金	4,806
その他	12,027	賞与引当金	30,848
貸倒引当金	△34,358	役員賞与引当金	30,000
固定資産	1,110,309	その他	25,079
有形固定資産	241,788	固定負債	19,899
建物	181,559	資産除去債務	11,787
車両運搬具	1,652	その他	8,112
工具、器具及び備品	5,155	負債合計	705,289
土地	53,420	(純資産の部)	
無形固定資産	42,171	株主資本	2,046,923
商標権	900	資本金	243,716
ソフトウェア	5,084	資本剰余金	269,983
のれん	36,187	資本準備金	233,716
投資その他の資産	826,349	その他資本剰余金	36,267
投資有価証券	615,022	利益剰余金	1,533,272
関係会社株式	44,000	その他利益剰余金	1,533,272
長期貸付金	31,833	繰越利益剰余金	1,533,272
長期未収入金	30,450	自己株式	△48
繰延税金資産	38,371	評価・換算差額等	△82,519
その他	98,506	その他有価証券評価差額金	△82,519
貸倒引当金	△31,833	新株予約権	18,648
資産合計	2,688,341	純資産合計	1,983,052
		負債及び純資産合計	2,688,341

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,731,676
売 上 原 価		2,387,618
売 上 総 利 益		1,344,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		941,791
営 業 利 益		402,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	695	
出 資 金 運 用 益	4,266	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,613	
受 取 賃 借 料	1,902	
そ の 他	614	11,092
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,794	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33,000	36,794
経 常 利 益		376,563
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,158	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	153,559	157,717
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	152,350	152,350
税 引 前 当 期 純 利 益		381,931
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	134,441	
法 人 税 等 調 整 額	26,139	160,581
当 期 純 利 益		221,349

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 資 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	243,167	233,167	36,267	269,434	1,460,824	1,460,824	△48	1,973,378
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	549	549		549				1,098
剰 余 金 の 配 当					△148,902	△148,902		△148,902
当 期 純 利 益					221,349	221,349		221,349
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	549	549	—	549	72,447	72,447	—	73,545
当 期 末 残 高	243,716	233,716	36,267	269,983	1,533,272	1,533,272	△48	2,046,923

	評 価 差 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 等 合 計		
当 期 首 残 高	△129,199	△129,199	22,806	1,866,984
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,098
剰 余 金 の 配 当				△148,902
当 期 純 利 益				221,349
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	46,679	46,679	△4,158	42,521
当 期 変 動 額 合 計	46,679	46,679	△4,158	116,068
当 期 末 残 高	△82,519	△82,519	18,648	1,983,052

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～47年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	3～5年
商標権	5年
著作権	5年
のれん	5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」（当事業年度 88,088千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「1年以内回収予定の長期貸付金」（当事業年度 2,200千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 41,435千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	86株	一株	一株	86株

5. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

貸倒引当金	20,350千円
賞与引当金	9,519千円
売上高調整額	35,459千円
減価償却超過額	15,447千円
投資有価証券評価損	30,620千円
有価証券評価差額金	38,248千円
資産除去債務	3,609千円
未払事業税及び地方法人特別税	1,895千円
その他	3,036千円
繰延税金資産小計	158,187千円
評価性引当額	△66,554千円
繰延税金資産合計	91,632千円

② 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

資産除去債務に対応する除去費用	3,244千円
繰延税金負債合計	3,244千円
繰延税金資産の純額	88,387千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	263円68銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円71銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 エムアップ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 塚	亨 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 条	修 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムアップの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 エムアップ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 塚	亨 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 条	修 司 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムアップの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社エムアップ 監査役会
常勤監査役 武 田 和 豊 ㊟
監査役 (社外監査役) 織 原 新 一 ㊟
監査役 (社外監査役) 今 村 肇 ㊟
以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第36条を変更案第32条のとおり変更するものであります。なお、変更案第32条につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条(商号) (条文省略)	第1条(商号) (現行どおり)
第2条(目的) (条文省略)	第2条(目的) (現行どおり)
第3条(本店の所在地) (条文省略)	第3条(本店の所在地) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条(機関の設置) 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び <u>会計監査人を置く。</u></p>	<p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第5条(公告方法) (条文省略)</p>	<p>第5条(公告方法) (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条(発行可能株式総数) (条文省略)</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) (現行どおり)</p>
<p>第7条(単元株式数) (条文省略)</p>	<p>第7条(単元株式数) (現行どおり)</p>
<p>第8条(自己株式の取得) (条文省略)</p>	<p>第8条(自己株式の取得) (現行どおり)</p>
<p>第9条(単元未満株式についての権利) (条文省略)</p>	<p>第9条(単元未満株式についての権利) (現行どおり)</p>
<p>第10条(株式取扱規程) (条文省略)</p>	<p>第10条(株式取扱規程) (現行どおり)</p>
<p>第11条(株主名簿管理人) (条文省略)</p>	<p>第11条(株主名簿管理人) (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条(基準日) (条文省略)</p>	<p>第12条(基準日) (現行どおり)</p>
<p>第13条(招集の時期) (条文省略)</p>	<p>第13条(招集の時期) (現行どおり)</p>
<p>第14条(招集権者及び議長) (条文省略)</p>	<p>第14条(招集者及び議長) (現行どおり)</p>
<p>第15条(決議の方法) (条文省略)</p>	<p>第15条(決議の方法) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (条文省略)</p> <p>第17条(議決権の代理行使) (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条(員数) 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設)</p> <p>第19条(選任) 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第20条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)</p>	<p>第16条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (現行どおり)</p> <p>第17条(議決権の代理行使) (現行どおり)</p> <p>第 4 取締役及び取締役会</p> <p>第18条(員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条(選任方法) 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 (現行どおり)</p> <p>第20条(任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条(取締役会の招集及び議長) 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条(取締役会の決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認事項があったものとみなす。</p> <p>第23条(取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第24条(代表取締役及び役付取締役) (条文省略)</p> <p>第25条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条(員数) <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>第27条(選任) <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第21条(取締役会の招集及び議長) (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条(取締役会決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。</p> <p>第23条(取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第24条(代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)</p> <p>第25条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条(重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、その決議により会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条(任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条(常勤の監査役) <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条(監査役会) <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急ときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条(監査役会規程) <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条(報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条(会計監査人の選任) (条文省略)</p> <p>第34条(会計監査人の任期) (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第27条(監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第28条(監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第29条(会計監査人の選任) (現行どおり)</p> <p>第30条(会計監査人の任期) (現行どおり)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第29条(会計監査人の選任) (現行どおり)</p> <p>第30条(会計監査人の任期) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>第36条(損害賠償責任の一部免除) 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第37条(事業年度) (条文省略)</p> <p>第38条(剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p> <p>第39条(剰余金の配当の基準日) (条文省略)</p> <p>第40条(配当金の除斥期間等) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第31条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 取締役及び会計監査人の責任免除</p> <p>第32条(損害賠償責任の一部免除) 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第33条(事業年度) (現行どおり)</p> <p>第34条(剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p> <p>第35条(剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p>第36条(配当金の除斥期間) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当会社は、第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を除く。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役3名は、定款第20条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みとう こういちろう 美藤 宏一郎 (昭和33年8月12日)	昭和59年2月 ビクター音楽産業株式会社(現ビクターエンタテインメント株式会社)入社 平成2年8月 東芝イーエムアイ株式会社(現株式会社EMIミュージック・ジャパン)入社 平成9年6月 株式会社ボーダレス・コネクション(現株式会社アンリミテッドグループ)入社 平成10年7月 株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション 取締役 平成15年8月 株式会社アンリミテッドグループ 取締役 平成16年12月 当社設立、取締役 平成17年10月 当社代表取締役(現任)	1,917,800株
2	ふじ いけ とし き 藤池 季樹 (昭和39年6月24日)	平成4年9月 ASTRISサーチジャパン株式会社入社 平成8年3月 アキア株式会社入社 平成10年4月 日本サイテックス株式会社入社 平成13年1月 株式会社コマースセンター入社 平成16年12月 株式会社アプリックス(現アプリックスIPホールディングス株式会社)入社 平成19年7月 当社入社 経理部長 平成19年8月 当社取締役経理部長 平成21年10月 当社取締役総務経理部長(現任)	116,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すめらぎ たつ や 皇 達 也 (昭和16年5月4日)	昭和39年4月 株式会社日本教育テレビ(現株式会社テレビ朝日)入社 平成5年10月 同社スポーツ局長 平成8年2月 同社事業局長 平成9年6月 同社制作局長 平成10年9月 同社編成・制作本部副本部長兼制作局長 平成11年6月 同社取締役編成・制作本部制作局長 平成12年2月 同社取締役編成本部副本部長 平成13年6月 同社顧問 平成13年6月 株式会社テレビ朝日サービス代表取締役社長 平成15年7月 株式会社東映 監査役 平成18年6月 株式会社テレビ朝日サービス特別顧問 平成18年8月 株式会社ジャパン・コンテンツ・コンサルティング設立、代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 皇達也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 皇達也氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる放送業界における経験と、その経験を通じて培われた高い識見を有しており、それらを当社の事業展開のための意思決定において活かしていただくことが期待でき、かつ、上場会社における経営管理の経験も有することから、客観的な視点に立ち、独立性をもって経営の監視を遂行するにも適任であり、取締役会の透明性の向上、及び監督機能の強化にも繋がるものと判断したためであります。
4. 皇達也氏の在任期間は、平成25年6月より3年であります。
5. 皇達也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たけだかずとよ 武田和豊 (昭和28年1月24日)	昭和51年6月 ポリドール株式会社(現ユニバーサルミュージック合同会社)入社 平成18年3月 当社入社 平成18年5月 当社常勤監査役(現任)	51,200株
2	おりはらしんいち 織原新一 (昭和20年10月20日)	昭和44年4月 株式会社不二家入社 平成58年3月 日産火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 平成59年3月 株式会社モスフードサービス入社 平成2年2月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 平成6年6月 ジャフココンサルティング株式会社出向 平成17年9月 株式会社インパクト設立、代表取締役(現任) 平成20年4月 株式会社ウッドプラスチックテクノロジー監査役 当社監査役(現任) 平成21年6月 株式会社エコグリーン(現株式会社エコグリーンホールディングス)監査役就任(現任) 平成26年8月	—
3	いまむらはじめ 今村肇 (昭和22年9月23日)	昭和46年4月 日本ビクター株式会社入社 昭和47年4月 ビクター音楽産業株式会社(現ビクターエンタテインメント株式会社)出向 平成3年4月 MCAビクター株式会社(現ユニバーサルミュージック合同会社)出向 平成13年4月 ユニバーサルミュージック合同会社転籍、執行役員 平成16年1月 株式会社金羊社入社 平成20年1月 当社監査役(現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 織原新一氏及び今村肇氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 織原新一氏につきましては、長年の上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識及び経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 今村肇氏につきましては、音楽業界の制作及び宣伝の経験を生かし、公正・中立な視点や経営全体の視点から経営監視機能を強化していただくために選任をお願いするものであります。
 5. 織原新一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬体系につきましては、平成23年6月23日開催の第7期定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めにて代えて、あらためて、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額150百万円以内と定めたく、承認をお願いするものであります。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額30百万円以内と定めたく、承認をお願いするものであります。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号
日本薬学会 長井記念館 1階
TEL 03-3406-3326



交 通

- JR山手線・埼京線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅下車。
- 徒歩（地図参照・約8分）：渋谷駅南口①より、歩道橋を渡り②の六本木通り方向へ。最初の横断歩道③を渡り首都高速3号線沿い④約200m。
- 都バス：JR渋谷駅東口より「学03日赤医療センター行き」バスで1つ目、渋谷3丁目下車、左側。

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。